

## 第9回（10月14日）資料

### 居宅支援3事業に関する主な意見等

#### 1. 議論が必要な具体的なニーズ

(1) 居宅支援全般
①入所施設から一時帰宅中の介助といった支援 ②医療的ケアに対する対応
(2) ホームヘルプ
①例えば失禁、転倒、パニックといった突発的に起こることに対する速やかな対応 ②24時間体制で待機者がいて緊急派遣を行う緊急介助派遣のようなサービス ③職場や学校での介助 ④例えば、自治体単独事業としての放課後の障害児童預かりの場所や、無認可作業所といった活動の場において、介護支援を担うスタッフが十分揃っていない場合の身体介助等 ⑤重度の聴覚障害者について、情報、コミュニケーションに対する支援 ⑥通勤・通学等の日常的かつ恒常的な移動に対しての支援 ⑦自閉症者に対する移動介護における見守りとしての支援 ⑧移動介護における、公共交通機関以外の移動手段（自家用車等） ⑨移動介護における、宿泊を伴う外出 ⑩ろう重複障害者にこそ、情報・コミュニケーション支援について議論が必要。 ⑪視覚障害者に最も必要なガイドヘルプサービスに関して、利用手続きの簡素化が必要。
(3) デイサービス
①例えば学校からセンターへ、センターから保護者の職場へといった自宅外への送迎 ②障害のある中学生や高校生の放課後や夏休みに関する対応
(4) ショートステイ
①施設以外での受入（共同作業やデイサービスセンター等）、受託先の弾力化 ②通所施設における宿泊による受入

## 2. その他

### (1) 地域生活支援に関する理念等

- ①これからの施策は、施設サービスから在宅サービスの充実へシフトさせることが必要
- ②障害者のホームヘルプは、自宅における介護だけではなく、自立して社会で暮らすということをサポートすることである
- ③自立に向けたサービスの在り方を考え、提供していくことが重要
- ④エンパワメントの視点が重要
- ⑤障害者の介助サービスは、障害者のニーズに応じて時間、対象、サービス内容の3つについて無制限であるべき
- ⑥パーソナルアシスタント、ダイレクトペイメントの検討が必要
- ⑦ホームヘルプサービスの国庫補助基準は、NPOを含め提供基盤が整備されている都市部のサービス状況と町村のサービス状況に格差があることから、一律の基準ではなじまない

### (2) 生活ニーズに応じたサービス提供の在り方

- ①公的サービスを弾力的・柔軟的な運用をすることで利用者ニーズの多くに対応可能
- ②公助のみでニーズを賄うことは、一人施設化（世界一小さい入所施設）。ケアマネジメントの手法を利用しながらインフォーマルサービスを加えるほうが、生活の幅に広がりができる
- ③現状で用意されている公的サービスの範囲を超えてニーズがある場合は、それを県や市町村に認識してもらい、欲しいサービスがなかったら作ってもらうよう活動しなければならない。
- ④ホームヘルプサービスをはじめとする現行のサービスについては、当事者の生活ニーズに合ったサービスが提供できるよう、柔軟に実施できる仕組みが必要。
- ⑤制度の柔軟性は必要だが、納税者である国民が納得できる客観性や根拠を示し、合意を得ることが前提。
- ⑥サービスメニューを固定して、それに縛られるよりも現状の大まかな枠で良いのではないかと。なお、制度の柔軟性はケアマネジメントやサービス調整の仕組みとセットであることが必要。

### (3) 財源の確保、サービス量の確保

- ①サービス提供事業者について、特に町村部について事業者の確保が必要
- ②日常生活支援のサービスを提供する事業者数が少なくその確保が必要
- ③移動介護の単価は低いため、移動介護を行う事業者が少なく、その確保が必要
- ④地域に移行するためには、ショートステイ事業を増やすことが必要
- ⑤ショートステイがないため、市の単独事業でグループホームの寮を使って対応している
- ⑥全身性障害者の居宅支援に関するニーズの内、ホームヘルプサービスとして公的に提供すべき内容と範囲について検討し、市町村が行なう支給量決定の勘案基準等の策定を図ることが必要
- ⑦ガイドヘルパーについて、身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断を含む最低限の基準を定めることが必要

### (4) その他

- ①障害者(児)の地域生活支援の在り方を検討するに当たっては、三障害を一体的に捉えることが必要であり、精神障害者の地域生活支援の検討会とも連携しながら進めるべき。
- ②知的障害者本人も構成員に加えるなど、当事者の意見がより適切に反映されるよう運営上の工夫を行うべき。
- ③サービスの在り方についての議論を深めるため、ワーキンググループを設けるなど、運営上の工夫を行うべき。

## 第10回（10月28日）資料

### 就労・住まいの支援施策に関する主な意見等

#### （1）就労

- ① チャレンジド(障害者)が自立して納税者となる社会をつくっていくことが望ましい。
- ② 介護を得ながらも働き、社会を支える側に回りたいと考えているチャレンジド(障害者)がおり、単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにはどうすべきかの議論が必要。
- ③ 視覚障害者向けの授産施設等や第3セクター方式による企業の開設の促進等、視覚障害者の雇用促進
- ④ 通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用の推進
- ⑤ 在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実
- ⑥ 障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進
- ⑦ 授産施設及び小規模作業所が、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。
- ⑧ 障害者が一人しかいないような小規模の職場におけるコミュニケーションの支援が不十分。家族や地域との調整などを行う生活支援の機能が必要。
- ⑨ 介護を受けながら働ける人と、働きたくても働くことが困難な人とを分けて議論すべき。
- ⑩ 介護を受けながらも働き、社会を支える側に回りたいと考えている障害者が多い。単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにはどうすべきかを議論することが必要。
- ⑪ 「入れ物・器」の議論ではなく、例えば、福祉的就労から一般雇用へ移行させるシステムをどのように構築するかといった「機能」の議論をすべき。
- ⑫ 障害者が働くことを行政の力だけでなく、その可能性を広げようと活動する者と企業の参画により支援することが必要。

⑬職業リハビリテーションにより、一般雇用や福祉工場での雇用につなげていくことが求められており、施設の多様な実態を踏まえ、一般雇用と福祉的就労の線引きを考え直すことが必要。

## (2) 住まい

- ①ろう重複障害者が利用できるような福祉ホームの規制緩和や運用の見直し
- ②重症心身障害者福祉ホームの創設
- ③グループホームの世話人の業務と質の向上
- ④グループホームにおいてより多くの支援を必要とする者（重度障害者）への対応の必要性
- ⑤身体障害者向けのグループホーム制度の創設
- ⑥民間のアパートや公営住宅について、障害種別間の入居要件（単身生活の可否等）の格差の是正
- ⑦グループホームや民間のアパートに生活する障害者への家賃補助
- ⑧親亡きあとの当事者の家をグループホームとして活用するなど、地域の資源を有効に活用していけば生活の根拠ができ、社会参加につながる
- ⑨施設から地域への流れを具体的に押し進めるための取組みとして、グループホームの整備を一層進めていくことが必要。

## 第11回（11月14日）資料

相談支援、ケアマネジメントに関する主な意見等

### 1. 障害者基本計画及び障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

#### (1) 障害者基本計画における位置づけ

- ①身近な相談支援体制を構築するため、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して総合的な運営を図る。
- ②市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

#### (2) 障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

- ①障害者の地域生活を支援する観点から、障害者ケアマネジメントを活用した相談支援が重要である。
- ②障害者ケアマネジメントは、市町村が自ら実施するか、都道府県及び市町村が委託している相談支援事業において実施する。
- ③障害者ケアマネジメントは、福祉事務所、更生相談所、保健所及び精神保健福祉センターにおける相談業務においても活用すべきである。

### 2. 議論が必要と考えられる事項

- ①支援費制度の円滑な運営と障害者の地域の中での自立生活の一層の促進が図られるよう、相談支援及び地域生活支援体制の拡充について支援をすることが必要。
- ②関係者のケアマネジメントへの認識は低く、相談事業も障害種別ごとに行われているなど相談支援に関する取り組みが不十分。
- ③障害者ケアガイドラインの趣旨に沿って、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を行っている地域が少ない。
- ④障害者福祉におけるケアマネジメントの位置づけについてどう考えるか。また、支援費の支給申請・支給決定と相談支援、ケアマネジメントの関係についてどう考えるか。
- ⑤相談支援を行う事業者は、中立的な立場でケアマネジメントに携わることが望ましい。

- ⑥ケアマネジメントの実施主体はどうあるべきか。
- ⑦ケアマネジメント従事者を資格化する必要があるのではないか。
- ⑧障害者ケアマネジメントも、介護保険制度におけるケアマネジメントと同様に事業として位置づける必要があるのではないか。
- ⑨セルフケアマネジメントについてどう考えるべきか。
- ⑩地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善等を行うサービス調整の仕組みや位置づけをどう考えるべきか。
- ⑪サービス事業所を持たない相談支援機関は、経営面での安定性について懸念がある。
- ⑫ケアマネジメントについて、高齢者と障害者との違いや、身体障害者と知的障害者との違いを強調するのではなく、個々が違うことを前提に考えることが必要。

## 第12回（11月26日）資料

サービス供給を支える基盤（財源、人材面）に関する主な意見等

### 1. 財源

- ①ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスについて、国の責任において財源を確保し、二分の一相当額を確実に市町村に助成するべき。
- ②障害者プランの方向性に沿って、施設サービス重視から在宅サービス重視に施策をシフトさせ、施設支援から居宅支援への財源配分の変更を図るべき。
- ③施設から在宅への流れを、具体的にどのように構築していくかが重要。その際、厳しい財政状況や施設入所者と在宅生活者の負担のアンバランスがある中で、限られた財源の配分を工夫することが重要。
- ④財源とサービスをどう融合させるかを考えることがこの検討会では必要。その人らしい自立した生活を支える、という理念に異論はなく、サービスの在り方論も長い間議論してきた。それを支える財源が問題。
- ⑤地方分権化の流れの中での障害者施策における国や都道府県の役割、介護保険との関係等も本検討会において議論が必要。
- ⑥支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。
- ⑦今は、全障害者に占めるサービスの利用者数は少ないが、潜在的利用者を考慮すると、今後、その増大が見込まれる。今年度や来年度の予算の議論では済まされず、抜本的な制度の見直しが必要。
- ⑧財源の仕組みとして、介護保険を乗り越えてきた自治体の力を信じ、自治体が持つ力を発揮できるような仕組みとする必要があるのではないか。
- ⑨どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいitたく前提。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、システムを議論することが重要ではないか。
- ⑩サービスの充実及び財源の確保を図り、真のノーマライゼーションの理念を実現するため、支援費制度と介護保険制度の整合性を図るとともに、現在の介護保険制度見直しの議論の中で、十分な議論をすべき。



- ⑪介護保険制度の見直しに併せて支援費制度の移行の議論をすることは時期尚早。  
消費税も含めて国の財源の在り方について議論の対象にすべき。
- ⑫国は、居宅生活支援費の予算を施設訓練等支援費と同様に義務的経費にすべき。

## 2. 人材

### (1) 量の確保

- ①障害者のホームヘルプサービスを担うヘルパーが不足している。特に、男性ヘルパーやガイドヘルパーの確保が困難である。
- ②障害者ケアマネジメント従事者が不足している。
- ③聴覚障害者、視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援に当たる者、相談員が不足している。
- ④個々の障害者のニーズに即応できる地域のサービス資源として、ボランティアのより一層の確保が必要である。
- ⑤障害者は、それぞれの個人にあった介護者を必要としており、これに一律のヘルパー資格を当てはめるべきではない。

### (2) 質の確保

- ①障害の重度化や多様化が進む中で、支援に当たる者の専門性や支援技術の向上のために、支援に当たる者や事業者の努力と、行政の支援が必要である。
- ②窓口となる市町村職員の専門的な知識・経験が確保される必要がある。
- ③障害者ケアマネジメント従事者の資質の向上を継続的に進めるべきである。
- ④支援に当たる者のサービスの質を担保する上で、第三者評価を進める必要がある。
- ⑤ヘルパーの質の評価は、当事者が決めるべきである。
- ⑥当事者によるヘルパー養成のプロセスも、専門性として評価するべきである。

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第13回）議事概要

### 1 日時

平成15年12月12日（金）10時00分～12時00分

### 2 場所

厚生労働省17階専用第21会議室

### 3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大濱委員、京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、森貞述委員、森祐司委員、山路委員

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

### 4 議事

#### （1）今後の検討会の進め方等

資料に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。また、中西委員から資料が提出され、説明があった。

#### （2）その他

前回宿題となっていた事項について、資料に基づき、事務局から説明を行った。

### 5 主な意見

- 知的障害の作業班には知的障害者本人を入れていただきたい。
  
- 作業班では、全身性長時間介護の問題について、実質的にどういう財源を使っていくのかや、パーソナルアシスタントサービス、セルフケアマネジドケア、ダイレクトペイメントの話も扱ってほしい。また、知的障害者の地域生活支援のサービスメニューや、今後の施設から在宅への移行に関しての受け皿づくりについても扱ってほしい。

- 視覚障害者・重度障害者の就労支援を検討する場合、自営業への支援についても配慮の視  
点が必要。
- これからの地域生活支援の「地域」の基本は市町村。財源問題を含め、行政体制、窓口の  
在り方や障害者計画、地域福祉計画の動きを通じたシステムづくりが重要。
- 障害者のサービスにおいては、移送の体制を充実させることが社会参加の観点からも重要。
- 地域における福祉の支援体制づくりとして、フォーマルサービスだけでなく、インフォー  
マルサービスを組み立てていくかという知恵を出していきたい。
- 現在の公営住宅は、障害者でなく、低所得者を基本的に対象としているところに問題があ  
るのではないか。
- 地域における小規模多機能の考え方を国レベルでも障害者支援の中に取り入れることは  
できないか。
- 事業所による事業所のケアマネジメントにならないよう、相談支援のシステムを確立させ  
て、まず最初にどこに相談に行けばいいのかというようなことをマニュアル化することがで  
きないか。
- 限られた資源をどこに優先的に配分して、理想的な姿に少しでも近づいていくかという制  
度・政策の議論、望ましいサービスの在り方を追求するという議論、それを地域で実現をし  
ていくという方法論の3つを意識しながら検討をすることが必要。
- 今の介護保険制度の枠内では、障害者が不安に思う。今の介護保険の枠にとらわれるので  
はなく、どういう制度設計が考えられるのか事務局から早く示すべき。
- 障害者が地域生活を安心して送っていくためには、防犯や防災という住民の暮らしを守って  
いく組織との連携についての議論も必要。

- 障害者問題は国民全体の問題。地域生活を送るため、教育、労働、所得保障といった幅広い分野を整理していった方が良い。
- 弱者である障害者のために税金を配分するのは当然であり、介護保険の話を持ち出すのはおかしい。
- 幅広い理念については、障害者基本計画で整理されているので、検討会では、障害者プランを具体的にどう実現していくかを検討すべき。
- 1995年当時の介護保険モデルの改善すべき点も出した上で、障害者をその中に位置付けることができるかどうかを本音で話しあった方がいいのではないかと。
- 介護保険について、現況でも当事者の大きな支えになっていることを認識した上で議論を進めたい。個々の問題として解決できる応用問題として、たくさんの量、いろいろなメニューを考えていくことができるとしており、介護保険の考え方を視野に入れながら新しい仕組みを作っていくという議論をしたい。
- チャレンジドが介護も受けながらもタックスペイヤーになっていこうという目標を掲げることを抜かしてはならず、働ける仕組みをもっとたくさん生み出すことが重要。弱者と呼ばれている人たちの中からどれだけ支える側に回れる人を生み出す政策を私たち自身が持てるのかということも、第二巡目は議論をしたい。
- 施設の在り方を見直しながら、授産施設や就労はどうあるべきかを議論しなければならない。
- 知的障害者はお金がない人が多く、自己負担が重い。介護保険になると自己負担がどのくらいかかるのか。
- 介護保険制度によって、国として責任をもって所得保障をすべき範囲は何なのかという自己負担の問題が顕在化し、どのようにすべきかという議論になる。そこを含めた制度の仕組みの問題として考えたい。

- 個別の地域移行に際して、国や地方が、世論や保護者の意識等を変える努力をし、それを各地域で発信していくことが必要。また、中長期的な視点で財源問題をどうするのかは避けられず、一般財源だけで支援費制度の理念を活かしていくのは難しい。介護保険との問題は避けて通れない問題。介護保険の現状の制度設計そのままに移行すればいろんな問題が起きるため、どういう制度設計をするかというものと合わせて、安定的な財源をどうやって確保していくのかという視点できちんとした財源論議をしていくことが必要。
  
- 財政論と介護保険の問題は、作業班とは別に、全体会で今後検討していくことが適切。

## 6 今後の予定

平成16年1月22日に行う予定。

(以 上)

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第14回）議事概要

### 1 日時

平成16年1月22日（木）10時～12時

### 2 場所

厚生労働省17階専用第18会議室

### 3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大濱委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、森祐司委員

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

### 4 議事

#### （1）報告事項

資料に基づき、平成16年度政府予算案、社会保障審議会障害者部会及び介護制度改革本部について、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

#### （2）今後の検討会の進め方について

資料に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。作業班の設置等大まかな流れについて、委員の了承を得た。なお、作業班は公開することとなった。

#### （3）今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について

資料に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。事務局から次回具体的な提案を行うこととなった。

## 5 主な意見

- 厚生労働省の介護制度改革本部が打ち出す見直し案の中で、障害者福祉がどのように位置付けられるかは、障害者福祉の在り方を考える場合、非常に重大な課題。
- 施設関係への予算の配分を減らし、その分を居宅関係へ配分すべき。
- 今後の居宅生活支援サービスにおける事業運営上の工夫は、根本的な制度の見直しになる問題である。具体的に項目を絞って議論すべき。
- 今後の居宅生活支援サービスにおける事業運営上の工夫は、どのような背景から必要と考えているのか、事務局から次回問題提起をしてほしい。
- 支援費制度が税を財源とする以上、支援の必要度に応じたサービス内容の適切な評価、支援の必要度に関する客観性の確保、不合理な地域間格差の是正、効率的なサービス提供といった視点は、納税者の立場からは当然のものではないか。
- 支援費制度の施行に先立っての支給決定は、時間がない中で行われた。この1年の支援費制度の支給決定や利用の状況を検証する必要がある。

## 6 今後の予定

2月下旬に行う予定。また、3つの作業班（全身性障害者等長時間介護を必要とする者に関する支援の在り方作業班、視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班、知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班）を2月から3月にかけて開催する予定。

(以上)

## 今後の検討会の進め方(案)

平成15年12月12日

- 本年4月より、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートした。  
本検討会では、このような支援費制度が目指す理念を実現し、障害者(児)の地域生活支援の充実を図るための方策について、本年5月以降、検討を進め、年内に一巡の議論を終えた。
- 来年1月からの二巡目以降の議論においては、これまでの議論も十分に踏まえ、下記の論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めていく必要がある。

### 記

1. ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方
  - ホームヘルプサービス等について
  - 就労支援について
  - 住まいについて
  - 公的サービスとそれ以外のサービスの在り方について
2. サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方
  - 相談支援、ケアマネジメント、サービス調整等の在り方について
3. サービス供給を支える基盤の在り方
  - 財源の在り方について
  - サービスの提供基盤・人材の在り方について